四　解散日において、加入期間が受給資格期間に満たない坑内員及び坑外員　その者が受給資格期間に係る要件及び支給開始年齢に係る要件のいずれも満たしたときに支給される年金たる給付の額にその者の解散日までの加入期間を受給資格期間で除して得た率を乗じて得た額の給付

2　前項の現価の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一　予定利率は、解散日における確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の厚生労働大臣が定める率とする。

二　予定死亡率は、坑内員等が男子である場合にあつては解散日における確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第二号に掲げる加入者等が男子である場合の予定死亡率とし、坑内員等が女子である場合にあつては解散日における同号に掲げる加入者等が女子である場合の予定死亡率とする。

（残余財産の帰属の基準）

第三十四条　法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、以下のとおりとする。

一　解散した基金の残余財産は、その全額を、解散日に現に存する坑内員等に分配するものであること。

二　残余財産の分配は、解散日における坑内員等に係る最低積立金額に応じて按分して得た額を分配する方法により行うものであること。

三　残余財産を会員に引き渡すものではないこと。

2　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第三十四条第六項の規定により基金が有する権利及び義務が同項に規定する承継企業年金基金（第四十二条において「承継企業年金基金」という。）に承継される場合には、法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、以下のとおりとすることができる。

一　石炭鉱業の坑内労働者の老後の生活の安定と福祉の向上に資するよう資産を活用する団体であつて当該事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものに分配するものであること。

二　残余財産の分配が特定の者の利益を目的とするものでないこと。

（基金の解散の認可の申請）

第三十五条　法第三十六条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一　認可の申請前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二　前号の時点における積立金の額並びに最低積立金額及びその算定の基礎を示した書類

三　解散後における財産の処分の方法

四　基金の事業の継続が不可能となつたことにより解散しようとする場合にあつては、基金の事業を継続することが不可能となつたことを証する書類

（清算人の公告等）

第三十六条　基金は、清算人が就任し、又は退任したときは、二週間以内に、その氏名及び住所を公告しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

2　基金は、清算人が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）